

令和元年度 指定管理者制度導入施設モニタリングの全体総括のポイント

○モニタリングとは

指定管理者制度による管理を行っている全63施設が、協定書や仕様書に基づいて適正に運営され、市が求める管理運営の水準を満たし、コストの効率化、利用者サービスの向上が図られているかを評価し、施設の管理改善に役立てようとするものです。

○総合評価（所管）の内訳について

総合評価	施設数（全63施設）	割合
S（優良）	0	—
A（良好）	62	98.4%
B（課題）	1	1.6%
C（要改善）	0	—

○総括評価について

各施設において提出されたモニタリング状況を全体的にまとめて総評しています。

主な内容	理由・対応等
全63施設の所管における総合評価 ・A（良好）評価の施設数が昨年の56件から62件（90.3%→98.4%）へ増加。 ・B（課題）評価の施設数が昨年の5件から1件（8.1%→1.6%）へ減少。 ・S（優良）又はC（要改善）評価の施設はなし。	新型コロナウイルス感染症の影響などにより、利用者数や収支状況の悪化した施設が見受けられるものの、指定管理者が状況改善を図る取組を行うなど、施設の適正な管理運営がなされているものと考えられる。
人員配置や従業員への研修が計画どおりに実施されていなかったり、緊急時の対応に関する備えが不十分であるなどのケースが見受けられた。	利用者へのサービス低下を抑えるため、適切な業務の実施体制が維持されるよう指定管理者との連携強化に努める必要がある。
避難経路が確保できていなかったり、不具合のある設備の処置に時間を要するなど、利用者の安全確保に対する意識が希薄と思われるケースが見受けられた。	定期点検の実施など仕様書等に従って施設・設備の維持管理の徹底を図ることが重要であり、施設の老朽化や設備故障への対応については、市と指定管理者とで課題認識を共有し、最善な対応策について検討する必要がある。

各施設の改善目標や進捗管理をモニタリングにおいて確認し、指定管理者との定期的な協議の場の設定等により連携を密にとりながら、必要に応じ助言・指導等を行い改善を図ります。